

## 指定管理者の選定結果

### 1 施設の名称

清水区生涯学習交流館（20 館）

### 2 指定管理者の名称

清水区生涯学習交流館運営協議会

### 3 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### 4 選定の経緯

#### (1) 非公募

##### ア 非公募の理由

施設の設置目的により指定管理者となる団体が限定される施設であるため。

##### イ 募集期間

平成 23 年 9 月 30 日から平成 23 年 10 月 31 日まで

##### ウ 募集対象団体

清水区生涯学習交流館運営協議会

#### (2) 審査方法

##### ア 審査の種類

書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答（平成 23 年 11 月 25 日）

##### イ 審査委員会

委員長 磯部 正己（文化スポーツ部長）

委員 瀧 昌文（文化振興課長）

委員 大澤 眞明（参与兼生涯学習推進課長）

委員 中村 正史（文化財課長）

委員 田島 鎌治郎（スポーツ振興課長）

委員 猿田 真嗣（市民委員）

委員 佐藤 京子（市民委員）

##### ウ 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

##### エ 決定方法

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名称：清水区生涯学習交流館運営協議会

(イ) 点数：121.9点／150点（市が設定した最低基準点 105点）

(ウ) 指定管理料提示額：432,027千円

イ 総 評（選定の理由等）

- ・申請団体は、自治会を中心に本施設の管理運営を行うことを目的に設立された団体であるが、地域に密着した交流館の設置目的を十分理解しており、その目的を達成するために団体の力を結集して取り組んでいこうとする強い決意と意欲が事業計画、プレゼンテーションから感じられた。
- ・今まで培ってきた交流館のノウハウを活かせる実施体制を構築しており、指定管理者として適切である。
- ・協議会や各交流館の運営委員会を通じて、地域住民が運営に関わることができることから、地域性を十分に考慮した、きめ細かな事業計画の実行が期待できる。

(4) [指定管理者選定委員会設置規定](#)

(5) 市議会の議決

平成24年3月23日

(6) 指 定

平成24年3月23日

(7) 公 告

平成24年3月30日

## 審査基準

<b>■事業計画が施設の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。</b>	
1	施設の設置目的を踏まえた施設の運営方針が示されているか。
2	施設の設置目的を踏まえた市民団体等との関係について優れた将来的展望を持っているか。
<b>■事業計画が施設の効果的な管理を実現するものであること。</b>	
3	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。
4	市民の自発的な学習活動の機会の提供に関する事業計画は適切か。
5	市民、大学、市民活動団体等との地域における連携及び協力並びにこれらの支援に関する事業計画は適切か。
6	各種講座、講演会等の開催に関する事業計画は適切か。
7	市民主体のまちづくりを推進する人材の育成に関する事業計画は適切か。
8	生涯学習に関する情報の収集及び提供並びに相談に関する事業計画は適切か。
9	各生涯学習交流館等及び複合施設との連携が十分考慮された事業計画となっているか。
10	市民ニーズの把握及び運営への反映のための検討がされているか。
11	施設の利用促進のための工夫がされているか。
12	経費節減のための努力や工夫がなされているか。
13	事業計画に対する収支予算は適切か。
14	住民の利用について公平性が確保されているか。
<b>■事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。</b>	
15	定款・寄付行為、規約等に定められた団体の業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。
16	管理に必要な人材の配置が見込めるか。
17	スタッフの指導育成、研修計画等が整備されているか。
18	20館を一括で管理するための統括部門の体制は適切か。
19	資機材の調達計画の実現は見込めるか。
20	事故、災害など緊急時における対策は適切か。
<b>■管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。</b>	
21	経理について適切な処理能力を有しているか。
22	決算収支の状況は良好か。